重 点 事 項

1 平成22年度における生活保護法施行事務監査について

(1) 基本的な考え方について

ア 生活保護制度の適正な運用について

昨今の経済情勢を受けて、生活保護の相談・申請及び新規開始が急増しているところであるが、引き続き「漏給防止」、「濫給防止」及び「自立支援」を基本として、これまで以上の取組が必要となっており、各実施機関に対する指導監査の重要性も高くなっている。

漏給防止の観点から、面接相談及び「辞退届」の提出等による保護廃止の取扱いについて、個別ケースを抽出した上で検討票を用いてその適否の検討をお願いしているところであるが、さらに真に保護を要する者が適切に保護を受けることが出来るよう管内実施機関に対する指導を徹底することが重要である。

なお、面接相談においては、住宅手当など第2のセーフティネットについても、 適切に情報提供を行うことが求められている。

次に濫給防止については、特に暴力団員など本来保護を受けてはならない者の排除並びに被保護者等による不正受給の未然防止及び早期発見について、管内実施機関に対し指導頂いているところであるが、被保護者の増加に伴って一層の指導の徹底が必要となっている。

また、稼働能力の活用、年金、障害者自立支援給付等他法他施策等の活用、住宅扶助等の代理納付の活用、重点的扶養能力調査等の適正実施及び診療報酬明細書の点検強化など、保護費の適正支給についての指導の強化が更に求められている。

自立支援については、厳しい雇用状況の中、稼働能力がある被保護者の増加から、就労指導だけでなく就労自立支援プログラム等の充実・強化による自立支援も更に重要となっている。このため、就労支援員の配置又は増員、就労意欲喚起等支援事業及び生業扶助等の活用等、自立支援の充実強化が求められている。

イ 現業員等による生活保護費の詐取等の不祥事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものである。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も 含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金並びに遺留金品等の 取扱い、日常の現業業務の進行管理などに問題が認められるところであるので、 これらの点について未然防止の観点から管内実施機関に対する具体的な指導が重 要である。

ウ 指導監査の実施に当たって

(ア) 指導監査における PDC Aサイクルについて

生活保護法施行事務の指導監査に当たっては、管内福祉事務所毎の問題点の 把握、それを踏まえた的確な指導監査の実施、当該福祉事務所のその後の改善 状況の確認等一連の事務が、PDCAサイクルを意識して効果的に実施される 必要がある。

そのため、監査実施計画(監査の事前準備及び復命会を含む。)及び監査の 重点事項の策定並びに監査班の編成及びその役割分担と連携等について、十分 検討頂きたい。

(イ) 都道府県等本庁生活保護主管課長のリーダーシップについて

指導監査には、都道府県等本庁の生活保護主管課長のリーダーシップと実施体制の確保が不可欠である。特に本庁生活保護主管課長が、問題を有する実施機関や大規模事務所等に対して実地に指導監査に参画することにより、制度の運用状況等の実態を把握し必要な指導を行うことが重要である。また、管内実施機関に対する適切な指導が実施できる本庁の監査指導(研修等を含む。)体制の整備が必要であるので、これらの点についてご尽力願いたい。

なお、厚生労働省においては管内福祉事務所の数等に応じ、都道府県等本庁 生活保護主管課長をはじめ一定数の主管課職員について、生活保護指導職員と して人件費を補助しているところであるので念のため申し添える。 (ウ) 是正改善の通知と改善報告について

監査の結果、是正改善を必要とする事項(内容)については、具体的な改善方策を含め文書で通知し、また、監査結果に対する是正改善の状況について、期限を付してその結果を示す資料の提出を求め、必要に応じ監査職員を派遣してその改善状況を確認することも重要であることに留意願いたい。

(エ) 福祉事務所における実施体制の整備及びセーフティネット支援対策等事業費 補助金等を活用した体制強化について

保護の相談や新規申請の急増に伴い被保護世帯が増加する中、保護の適正な 運営実施を確保するため標準数に対する現業員の充足及び査察指導の体制など 実施体制の整備が課題となっている。

併せて、現業業務の高度化等を図るため、セーフティネット支援対策等事業 費補助金等を活用し、就労支援員、住宅確保・就労支援員、年金調査員、介護 支援専門員等の配置又は増員やレセプト点検の外部委託などによる体制の強化 についても、管内実施機関の状況に応じ、適切な助言指導を願いたい。

(オ) 保護の実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画の策定(福祉 事務所におけるPDCA) について

効率的かつ効果的な生活保護業務を行うためには、適切な保護の実施機関における生活保護業務の実施方針及び事業計画を策定し、それに沿って業務を計画的に実施し、この結果を評価して、実施方針及び事業計画の見直しを行うことが必要である。

従って、実施方針については、少なくとも前年度の監査結果及び国の生活保護行政の重点事項等をについても検討し、早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定されていることが重要であるので、年度当初に管内実施機関の状況に応じヒアリングを実施するなど必要な助言指導を願いたい。

(2) 平成22年度の生活保護法施行事務監査における重点項目について

ア 面接相談及び「辞退届」の提出又は指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

(ア) 面接相談について

監査の結果、一部の実施機関において、①申請意思が表明されているにもかかわらず添付書類の用意を求め保護申請書を速やかに交付していない事例、②手持金及び家賃や水道・電気などライフラインに係る滞納状況など所謂急迫性の確認が不十分な事例、③稼働能力、居住地の有無、扶養義務及び自動車等資産の取扱いなどに係る生活保護制度の説明が誤っている又は不十分な事例、④申請権を有する要保護者に対し保護の申請意思の確認を行っていない事例など、不適切な事例が未だに認められた。

ついては、都道府県等本庁においては、指導監査時に面接相談票について個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時において面接相談員、査察指導員及び所長等幹部職員とのヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第9の1に基づき、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。)第1編問9の1から2を踏まえ、是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じては特別監査を実施するなどによって、保護の相談における開始申請の適切な取扱いを更に徹底すること。その際、局長通知第11の1及び別冊問答集第1編問11の1から5による「保護申請時における助言指導」との取扱いについて十分理解させること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①相談者との面接終了後、面接相談員に速やかに面接相談票を回付させること、②面接相談票の審査を局長通知第9の1に基づき厳正に行い、面接相談員に対し適切な助言指導を行うこと、③必要に応じ相談者に対し追加聴取等を実施することについて徹底をお願いする。

なお、住宅手当、総合支援資金貸付及び訓練・生活支援給付など第2のセーフティネット制度についても、相談者に対し適切に情報提供すること。

(イ)「辞退届」の提出による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①「辞退届」の提出による保護廃止であるにもかかわらず、具体的な自立の目途の聴取など保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることがないか確認していない事例、②管外転出や収入増などによる保護廃止ケースからも不必要な「辞退届」を原則一律に徴取している事例、③廃止決定の理由が、収入増などによるものか「辞退届」の提出によるものか混乱し、誤った廃止理由を保護決定通知書に記載している事例、④保護の廃止に際して国民健康保険への加入等など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導していない事例などが認められた。

ついては、都道府県等本庁においては、指導監査時において「辞退届」の提出による保護廃止ケースについて個別ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員等に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護長通知。以下「課長通知」という。)第10の12-3に基づく是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、「辞退届」の提出による保護廃止の適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、提出された「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであるか及び保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥るおそれがないかなどについて、必要に応じてケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など保護の廃止に伴い必要となる諸手続や再度困窮した場合の再相談・再申請について助言指導の徹底をお願いする。

(ウ) 指導指示違反による保護廃止の取扱いについて

監査の結果、一部の実施機関において、①指導指示の具体的な内容が不明又は実現性が不確かな事例、②法第27条に基づく文書による指導指示の前に法第27条に基づく口頭による指導指示が特段の事由なくなされていない事例、

③法第62条第4項に基づく弁明の機会が与えられていない事例、④指導指示に従わない場合において保護の停止等について検討しないまま廃止をしている事例、⑤自動車の処分など法第27条による指導指示を文書により実施しておきながら、指導指示の内容が何ら履行されずその事由も不明であるにもかかわらず、その後の対応が全くされず放置されている事例などが認められた。

法第27条により指導指示に従わなかったときは、要保護の状態であっても必要に応じて法第62条第3項により当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととなるため、指導指示内容の的確性は勿論、その手続きについても当然、厳格性が求められる。

ついては、都道府県等本庁においては、指導監査時に指導指示違反による保護廃止ケースを抽出した検討をお願いしているところであるが、指導監査時における担当現業員、査察指導員及び所長等幹部職員に対するヒアリングを通じて問題点を把握の上、それぞれの職責に応じた具体的な指導を行うとともに、法第27条、法第62条、局長通知第11の2、課長通知第11の1に基づき、別冊問答第11の2、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「II指導指示から保護の停廃止に至るまでの対応」を踏まえた是正改善の文書指摘、事例研修会の開催、必要に応じて特別監査を実施するなどによって、法第27条による指導指示に係る適切な取扱いを更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、法第27条の基づく指導指示内容及び各段階における手続き等が適正かケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討すること、さらに必要に応じ都道府県等本庁へ助言を仰ぐことについての徹底をお願いする。

イ 無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住宅及びそれらの類似施設の入居者に対す る指導援助について

監査の結果、一部の実施機関において、無料低額宿泊施設、高齢者向け賃貸住 宅及びそれらの類似施設に入居している被保護者について、①契約内容及び利用 料金等が不明のまま、保護費全額が事業者名義又は事業者が管理する本人名義の 口座に振り込まれている事例、②保護費が当該施設の所在地の基準額を超えて支 給されている事例、③事業者が保護費の管理をしているが、当該金銭管理契約の 有無、現金出納簿、請求書・領収書の保全状況が不明な事例、④居宅保護でありながら少なくとも年に2回以上の訪問調査が計画・実施されず、訪問時においても居室内及び防災設備の状況、介護保険又は介護扶助サービスの提供状況、その他の食事、入浴、排泄、洗濯、清掃など施設内サービスに係る契約内容及び提供状況が不明である事例が認められた。

ついては、都道府県等本庁においては、「生活保護受給者が居住する社会福祉 各法に法的位置づけがない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困窮 者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留 意事項について」(平成21年10月20日社援保発1020第1号厚生労働省 社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、適正な保護費の支給、適切な生活状況の 把握及び指導援助が行われているか管内福祉事務所毎の状況を把握の上、必要に 応じ転居支援も含めた助言指導の徹底を図ること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、要保護者に無料低額宿泊施設等を紹介等する場合は、①事前に契約内容及び施設設備の状況等を実地に確認すること、②要保護者に対し事前に①で確認出来たことを十分に説明の上、出来れば事前見学を実施し、本人の入居意思を確認すること、③入居に当たっては担当現業員等を同行させ少なくとも入居後速やかに訪問の上、契約内容及び生活状況等を確認すること、④当該実施機関の紹介等を経ずに入居している被保護者も含め、少なくとも年に2回以上の訪問計画を策定の上で担当現業員に確実に実施させ、訪問調査に当たっては、居室内及び防災設備の状況、介護保険又は介護扶助サービスの提供状況、その他の施設内サービス(食事、入浴、排泄、洗濯、清掃など)に係る提供状況及び金銭管理を委託している場合は現金出納簿、請求書・領収書の保全状況などの生活状況等を確認することについての徹底をお願いする。

なお、無料低額宿泊施設に入居している生活保護受給者への訪問調査の実施に 関しては、平成21年度第二次補正予算に計上された「住宅確保・就労支援員」 の活用についても積極的に助言願いたい。

ウ 暴力団員の排除について

監査の結果、一部の実施機関において、①現役暴力団員について入院等により 急迫状況を認め保護を開始した者について、退院等により急迫状況を既に脱して いるにもかかわらず漫然と保護を継続していた事例、②過去には暴力団員であったが現在は脱退しているとの本人の申立て又は障害や高齢を事由として、離脱の事実が不明であるにもかかわらず、警察官署に暴力団員該当性について照会をしないまま元暴力団員と取り扱っている事例、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、当該暴力団員を世帯分離するだけで真にやむを得ない事情がないのにもかかわらず保護を適用している事例などが認められた。

現役暴力団員について漫然と保護を継続するなど論外であるが、本人の申立てにより元暴力団員として取り扱っていたが、警察官署に照会した結果、現役暴力団員であった事例や、現役暴力団員で身体障害者手帳を所持又は65歳以上であった事例が現に認められているところである。

また、暴力団員を保護しないのは稼働能力の活用要件を満たさないだけでなく、 暴力団活動を通じて得られる違法・不当な収入の把握が困難なためであり、真に やむを得ない事情がある場合を除き、法第10条の世帯単位の原則により現役暴 力団員と生計を一にする同居家族を保護することは認められない。

ついては、都道府県等本庁においては、「暴力団員に対する生活保護の適用について」(平成18年3月30日社援保第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づき、都道府県等本庁においては警察官署と連携の上、管内実施機関に対し、暴力団員及びその同居する家族の取扱いを厳格に行うようケース毎に状況を確認し必要な指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、①現役暴力団員は本来保護の要件を満たさないが、急迫状況にある場合に限り保護の適用を認めるものであることから、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努め、急迫状況を脱した時点で保護は原則的に廃止されるべきであること、②生活歴や態度等から暴力団員である疑いがある場合は、本人の申立てや年齢、障害の有無又は傷病の程度にかかわらず警察官署に暴力団員該当性を照会すること、③現役暴力団員と同居し生計を一にしている家族について、真にやむを得ない事情により、当該暴力団員を世帯分離することで保護を適用する場合は、ケース診断会議に諮る等組織的に慎重に検討するとともに、毎月訪問調査の対象とするなど生活実態等の把握に努めることの徹底をお願いする。

エ 不正受給等の防止及び適正な債権管理について

(ア) 申告義務の周知徹底及び未然防止・早期発見について

平成20年度における不正受給件数及び金額は、被保護者の増加及び課税調査の徹底等から、平成19年度の15,979件9,182,994千円から18,623件10,617,982千円と増加している。

その内容を監査において検討したところ、一部の実施機関において、年金・ 手当等受給権の確認漏れではないかと思われる事例や前年度における課税調査 漏れの可能性がある事例など、未然防止又は早期発見の可能性がある事例が散 見された。

また、課税調査などで実施機関が発見した無届の収入であっても、高校生など世帯員に対する申告義務の周知の不徹底を理由に、法第78条ではなく法第63条を適用している事例も多数認められた。

さらに、法第63条の適用ケースの中には、障害者加算、児童手当・児童扶養手当又は就労収入の認定・変更漏れなどによる扶助費算定誤りなど、本来適切な事務処理がされていれば未然に防止出来る事例も認められたところである。

これらの扶助費算定誤りによる法第63条による返還金及び法第78条による徴収金は、実施機関にとっても債権管理に係る新たな事務を発生させるだけでなく、未収金、さらには不納欠損のリスクを発生させることにもなるため、未然防止又は早期発見に努めることが求められる。

ついては、都道府県等本庁においては、指導監査において法第63条及び法第78条の適切な適用状況を確認するだけでなく、その原因分析並びに未然防止及び早期発見についても具体的に指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、保護開始時における年金・手当等受給権の確認、保護開始時だけではなく高校生など世帯員も含めた定期的な収入申告義務の周知徹底、日常のケース審査の強化、チェック表などを活用した扶助費算定誤りの未然防止又は早期発見並びに課税調査漏れの防止に関する指導の徹底をお願いする。

なお、高校生のアルバイト収入については申告漏れのみならず、基礎控除、 未成年者控除などの勤労控除及びその他の必要経費の控除だけでなく、「生活 保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第1 23号厚生事務次官通知)第8-3の(3)のク及び課長通知第8の58に基づき、高等学校等就学費の支給対象とならない経費又は同基準額で賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額(私立高校における授業料の不足分、修学旅行費又はクラブ活動費(学習支援費を活用しても不足する分に限る)にあてられる費用等)について、収入として認定しないことについても併せて周知するよう指導の徹底をお願いする。

(イ) 課税調査の徹底について

課税調査については、局長通知第12の3及び「課税調査の徹底及び早期実施について」(平成20年10月6日社援保発第1006001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、その徹底について通知しているところである。

しかしながら、監査の結果、多くの実施機関において、住民登録が管内にある被保護者について課税調査を実施しても、管外にある者については実施していないことが認められた。

また、一部の実施機関において、現業員が課税収入額と収入申告額を突合した結果、現業員が調査の必要があると判断したケースしか査察指導員等に報告せず、そのため調査漏れ等が思料される事例が認められた。さらに、その後の調査についての進行管理がされていないことから、法第78条等の決定が翌年度となっている事例も認められたところである。

ついては、都道府県等本庁においては、管外に住民登録がある被保護者については現在の居住地に住民登録を異動するよう指導するとともに、それが困難な場合及び異動前の課税状況を把握するため、法第29条に基づき、必要に応じて同意書を添付するなどによって当該市区町村長に協力を求め、課税調査を実施するよう管内実施機関に対し指導すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、現業員が問題ないと判断した ケースも含めた査察指導員等による課税調査結果の点検及びその後の進行管理 等の徹底の指導を更にお願いする。

(ウ) 不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の

適用について

監査の結果、一部の実施機関において、課税調査等で発見された無届の高校 生のアルバイト収入等について、申告義務の周知の不徹底等を理由に法第63 条が適用されている事例が認められた。

収入申告義務については、保護開始時等において周知を図ることとされているが、訪問調査活動の際に世帯員に対し保護のしおり等により改めて丁寧な説明を行うなど特段の再発防止策を講じることもなく、世帯主が世帯員に対して周知していなかったことなどを理由に安易に法第63条の適用を行うことは、被保護者との信頼関係を失いかねず、本来法が目的とする自立助長の観点から不適切である。

また、世帯員が申告義務を承知していながら就労収入を故意に申告しなかったケースについて、世帯員の就労を世帯主が知らなかったことを理由に法第63条を適用することは、法第61条により被保護者に課せられている申告義務を曖昧にし、さらに不正受給を誘発するおそれがあることから不適切である。

ついては、都道府県等本庁においては、世帯員も含めた申告義務の周知徹底 並びに「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・ 援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。)問13-1踏まえた 法第63条及び法第78条の適切な適用についての指導を更に徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、世帯主だけでなく高校生も含めた世帯員に対する収入申告の義務の徹底とともに、特に不当受給に係る保護費の法第63条による返還の適用についてはケース診断会議に諮る等によって組織的に慎重に検討するよう徹底をお願いする。

(エ) 事後調定の是正と適正な債権管理について

生活保護費国庫負担金の精算については、「生活保護費国庫負担金の適正な精算について」(平成17年9月29日社援保発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において明確になっているにもかかわらず、会計検査院の検査において、一部の自治体が所謂事後調定若しくは随時調定を未だに継続し適正な生活保護費国庫負担金の精算を行っていなかったことが認められたところである。

また、監査の結果、一部の実施機関において、地方自治法第171条の6に 基づく履行延期の特約の手続きが適正にされないまま分割納入が事実上行われ ている事例、督促状や催告状の送付が行われず口頭による督促を実施した記録 もない事例、債務承認などによる適切な時効中断手続が行われていない事例な ども認められたところである。

現業員による法第63条による返還金等の横領事件においては、債権管理が 適正に行われていないことがその要因となった事例も認められているところで ある。

ついては、都道府県等本庁においては、指導監査において、法第63条による返還金及び法第78条による徴収金について適正な債権管理が実施されているか、抽出した個別ケースの調定原議簿、債権管理簿、納入領収書(控)票等によって確認し、不適切な取扱いが行われていた場合には、口頭による指導だけでなく文書による是正改善の指示を行うことで是正改善結果を確認すること。

特に所長等幹部職員に対し、債権管理責任者が査察指導員との連携により、 調定履行延期の特約の手続き、督促状や催告状の送付、納入指導及び債務承認 などによる時効中断手続などについて、被保護者だけでなく、元被保護者であ る債務者及び債務者が死亡した場合の相続人に対しても適切に実施するよう指 導を願いたい。

オ 年金、障害者自立支援給付等他法他施策の活用について

監査の結果、一部の実施機関において、年金受給権等の有無について、確認が 十分ではない事例が散見された。また、先般、会計検査院より介護扶助又は医療 扶助に係る障害者自立支援給付等の活用について、法令等に基づいて適切又は適 正な活用が十分行われていないとの指摘を受けたところである。

ついては、都道府県等本庁においては、①日本年金機構から送付される「ねんきん定期便」などを活用した年金保険料の納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間の確認、②障害がある場合はさらに主治医訪問等により傷病の初診日及び障害の程度について聴取するなどにより、年金受給権の可能性について検討し、可能性があると判断された場合は年金申請について被保護者に対し助言指導を徹底するよう管内実施機関に対し指導を徹底すること。

なお、障害年金に関しては、初診日の判断や身体障害者手帳の対象外の疾病でも支給対象になる場合があるなど専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について管内実施機関に対し積極的に助言願いたい。

また、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付、人工透析等に係る更生医療及び精神障害者の精神通院医療等の優先活用などについての指導を徹底すること。

特に査察指導員及び所長等幹部職員に対し、日常のケース審査の強化及びチェック表などを活用した一斉点検の実施等などによって、他法他施策の活用の徹底について指導を願いたい。

なお、介護保険の被保険者以外の被保護者に係る介護扶助10割支給に係る障害者自立支援給付の活用については、平成22年度における生活保護法施行事務監査の実施結果報告及び厚生労働省による都道府県・指定都市に対する生活保護法施行事務監査にかかる資料において、その検討状況等について報告を求めることにしているので留意いただきたい。

カ 診療報酬明細書の点検について

監査の結果、診療報酬明細書の点検について、特に資格点検及び縦覧点検が適切に実施されているか疑問がある実施機関が認められた。また、他の実施機関と比べましく極端に過誤調整率が低い実施機関が認められたところである。

ついては、都道府県等本庁においては、「診療報酬の知事決定に伴う審査について」(昭和44年7月9日社保第166号厚生省社会局保護課長通知)に基づき、「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」(平成12年12月14日社援保第72号厚生省社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、診療報酬明細書の点検が適切に実施されているか指導監査において実地に確認し、必要な指導を行うこと。

なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金における生活保護適正実施推進 事業 ((2) のア 診療報酬明細書点検等充実事業)において、外部委託等につい て資格点検も含め補助対象としているので、その活用についても併せて指導助言願 いたい。

キ 代理納付について

・監査の結果、一部の実施機関においては、公営住宅家賃について、現に滞納が 新たに発生しているにもかかわらず、代理納付制度の実施が遅れている又は滞納 の発生状況について適宜、把握がされていないことが認められたところである。

また、介護保険料加算、公営住宅家賃等について、現に滞納が新たに発生しているにもかかわらず、当該被保護者の同意が取れないことなどを理由に、支給方法を代理納付に変更していない事例が認められた。

生活保護における扶助のうち、介護保険料加算及び住宅扶助費等については、 当該使途に充てるために、それぞれの実費を支給しているところであり、これら の扶助費が一般生活費に充当されることは生活保護制度の趣旨に反するものであ る。

ついては、都道府県等本庁においては、「生活保護制度における代理納付等の 適切な活用等について」(平成19年10月5日社援保発第1005002号・ 社援指発第1005001号厚生労働省社会・援護局保護課長・総務課指導監査 室長連名通知)等を踏まえ、未だ代理納付制度の実施が遅れている実施機関につ いてはその原因を分析の上、早急な実施を指導する一方、新たな滞納の発生情報 が適宜、当該実施機関に提供されるよう関係部門等との調整を図ること。

また、所長等幹部職員及び査察指導員に対し、介護保険料加算及び住宅扶助費等について新たな滞納が発生している場合は速やかに代理納付に切り替えるよう指導を徹底すること。

なお、介護保険料加算の代理納付の実施については、「介護保険料加算の認定 及び代理納付の実施等について」(平成12年9月1日社援保第54号厚生省社 会・援護局保護課長通知)が平成18年3月31日社援保発第0331006号 により改正され、被保護者の委任状は不要となっていので、あらためて申し添え る。

ク 現業員等による生活保護費の詐取等の不祥事案の未然防止等について

現業員等による生活保護費の詐取及び懲戒処分を伴う事務け怠に係る国への報告が、今年度においては平成22年1月までに11件となっている。このような事件は、生活保護行政に対する国民の信頼を根底から揺るがすものであることか

ら、他の実施機関においても、これらを他山の石として未然防止策の徹底が必要 である。

これらの原因及び背景として、保護費の支給決定及び支給手続き、債権管理も 含めた法第63条による返還金及び法第78条による徴収金並びに遺留金品等の 取扱い、さらに日常の現業業務の進行管理などに問題が認められたところである。

ついては、都道府県等本庁においては、「現業員等による生活保護費の詐取等 の不正防止等について」(平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生 労働省社会・援護局保護課長通知)を踏まえ、管内実施機関に対する指導を更に 徹底すること。

特に所長等幹部職員、経理担当係長及び査察指導員等に対し、①担当者が起案した電子データが決裁権者の決裁を経ることなく経理システムに流れ不適切に保護費が支給される可能性がある場合は電算システムの改修等を検討すること、②現業員等が現金を取り扱わざるを得ない場合においては、その手順及び相互牽制を含めた事務処理規程等を整備しその遵守状況を定期的に確認すること、③査察指導台帳及びその補助簿等各種台帳並びに訪問調査予定・実績表などの整備及び点検、現業員業務及び査察指導などに係る各種マニュアルの整備、さらにはチェック表などを活用した一斉点検の実施などを促進する一方、日常のケース審査及び現業員への指示事項についての進行管理を強化することについて、指導を徹底願いたい。

ケ その他、保護の決定実施に当たって特に留意すべき事項について

(ア) 訪問調査活動について

監査の結果、一部の実施機関において、年間訪問計画が策定されていない事例、新規開始居宅ケースであるにもかかわらず開始後1度も訪問されていない事例、1年以上にわたって面接すべき者と家庭内面接が行われていない事例など、訪問調査活動が訪問計画に沿って着実に実施されていない状況が認められた。

特に昨年度後半以降、新規申請及び開始が急増していることから、他の実施機関においても継続ケースに対する訪問調査活動に支障が生じているのではないかと憂慮される。

訪問調査活動は、これを通じて構築した被保護者との信頼関係を基に、最低限度の生活の保障と自立助長を行う現業活動の基本であることから、被保護者の生活状況等を実地に把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うため、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえた年間訪問計画を適切に策定の上、当該訪問計画に沿って着実に実施する必要がある。

ついては、都道府県等本庁においては、訪問調査活動が局長通知第12の1 に基づき、訪問計画に基づき適切に実施されるよう管内の実施機関に対する指導を更に徹底すること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①毎月、訪問調査予定・実績表を確認すること、②訪問予定月に未訪問又は不在等で面接すべき被保護者と会えなかった場合は、その原因を確認の上、臨時訪問等を指示すること、③長期に不在が続く場合は、その理由を明らかにし、在宅予定日の確認又は訪問の時間帯の変更等調査方法を工夫するなどにより家庭内面接に努め、必要に応じて訪問計画を見直し訪問頻度を高めることについて、指導を徹底願いたい。

その際、被保護者本人からの(平成17年3月31日付け社援保発第033 1003号厚生労働省社会・援護局保護課長通知に定めるところによる)個別 支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機 関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回 目以上の家庭訪問とみなすことが出来ることについても助言願いたい。

(イ) 病状の把握及び就労指導・就労支援の徹底について

監査の結果、一部の実施機関において、稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者に対し、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどによる病状の把握が適切に行われず、その結果、就労指導の可否等についての検討が不十分な事例が多数認められた。

特に昨年度後半以降、稼働能力を有する被保護者が急増していることから、保 護の適正実施において、時期を逸しない病状の把握及び就労指導等の徹底が非常 に重要となっている。

ついては、稼働能力の活用の判断については、局長通知第4及び課長通知第4

の1により示されているとおりであり、その結果、稼働能力の活用を図る必要がある被保護者については、「就労可能な被保護者の就労及び求職状況の把握について」(平成14年3月29日社援発第0329024号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき「求職活動状況・収入申告書」を毎月徴収することで的確に就労・求職状況を把握した上で、局長通知第11の2に基づき、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」の「IIの3稼働能力のある者に対する指導指示」を踏まえ、必要な指導指示を行うことについて、管内実施機関に対する指導を更に徹底すること。

また、「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)、「自立支援プログラム導入のための手引(案)について」(平成17年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)、「『生活保護受給者等就労支援事業』活用プログラム実施要綱について」(平成17年3月31日雇児発第0331019号・社援発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)及び「生活福祉・就労支援協議会の設置について」(平成22年2月19日職発0219第3号・能発0219第2号・雇児発0219第3号・社援発0219第4号厚生労働省職業安定・職業能力開発・雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)などを踏まえ、都道府県生活福祉・就労支援協議会及び地域生活福祉・就労支援協議会を活用するなどによって職業安定行政等との連携を更に強化し、管内実施機関における就労自立支援体制の整備を更に図ること。

特に所長等幹部職員及び査察指導員に対し、①稼働年齢層で傷病を就労阻害要因と訴えている者については、主治医訪問及び嘱託医協議、必要に応じて検診を命じるなどにより病状の把握を定期的に行うこと、②稼働能力の活用の判断に当たっては、必要に応じケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど組織的に検討を行うこと、③「就労・求職状況管理台帳」を整備することで組織的に当該被保護者の就労・求職状況を把握の上、ハローワークなどへの同行訪問などを積極的に実施すること、④ハローワーク等関係機関との連携、就労支援員の配置又は増員による就労支援プログラムの強化、就労意欲喚起等支援事業及び生業扶助等の活用についても積極的に検討することについて、具体的に指導願いたい。